

**福祉用具の同一品目複数貸与が必要と想定される品目等**

用具の品目	複数貸与が必要と想定される理由
車いす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人または介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難なため屋外と屋内で併用できない場合</li> <li>・住環境により、屋外用と室内用でサイズを変更する場合</li> </ul>
車いす付属品	車いすを複数貸与する場合で、付属品についても必要である場合
歩行器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人または介護者がタイヤ等の拭き取りや持ち運びをすることが困難なため屋外と屋内で併用ができない場合</li> <li>・住環境により、屋外用と室内用でサイズを変更する場合</li> </ul>
歩行補助つえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人または介護者がつえの拭き取りや持ち運びをすることが困難なため屋外と屋内で併用ができない場合</li> <li>・用具の機能を確保するための場合（つえが二本であれば歩行が安定する等）</li> </ul>